

第1 配偶者からの暴行・虐待・侮辱

事例1 別居後、女性問題のあった夫からの離婚請求

別居後、女性関係のあった夫からの離婚請求について、妻の夫の仕事に対する無理解、異常・冷酷ともいふべき虐待によって別居の頃までに婚姻関係が破綻したとして、請求を棄却した原判決が取り消され、夫の離婚請求が認められた事例

(東京高判昭58・8・4判時1091・89)

事例の概要

○当事者等

X：控訴人・原告（夫）

Y：被控訴人・被告（妻）

A：他の女性

○事実経過

昭37.5	XとYが婚姻。
昭37.10	長男出生。
昭40.12頃	Xは仕事が多忙となるが、Yは、Xの帰宅が遅いという理由で、玄関ドアに鍵をかけ、自宅に入れなくしたため、Xはやむなくホテルに泊まったことが時々あった。
昭41.9	長女出生。

昭44. 2 頃	Yが肝炎のため入院するが、Xは仕事が多忙であるなどのため、週末以外見舞いに行けなかった。Yは、Xの仕事の忙しさを理解せず、一方的に非難する。また、Yは強制的に家事を分担させようとし、Xはこれに不満を持ったもののできるだけの努力をした。
昭44. 8 以降	Xが時々外泊したり、朝帰りをするようになる。Xの帰宅時、衣服に口紅がついていることなどがあったことから、Yは、Xに女性関係があるのではないかという疑念を抱くようになり、Xに説明を求めたが、Xは説明しようとし、時には、理由を尋ねるYに暴力をふるうこともあった。 Yは、Xから家の鍵を取り上げ、チャイムも外したため、Xは家に入れなくなり、やがて、Xは時間が遅くなると、家には帰らずに外泊するようになった。
昭45夏頃	Xが2か月ほど従兄弟方に身を寄せる。
昭45夏頃以降	Yは、Xが酒を飲んで帰りが遅いのは、Xの仕事の能率が悪いからだと言いつつ、給料も安いと言って不満をいい、他方、Xの会社の上司に対し、「Xは接待費を使い込んでいるに違いない。」などと吹聴したりした。また、Yは、Xが風呂から上がってベランダに出ている間に内側から鍵をかけ、一晩中裸で放置したり、子供用二段ベッドで就寝することを強制したり、Xの背広やネクタイを鉄で切ったり、寝ているXにペーパーナイフで斬りかかり、腕や顔に軽傷を負わせたり、Xに水、みそ汁、ミルク等をかけたりするようになった。
昭46. 9 頃	XがYに離婚の条件を書面に書かせる。
昭46.11頃	Xが友人からAを紹介される。
昭46.12頃	Xは偶然、Aに会い、Yとトラブルがあって家に入れてもらえないという話をしたところ、Aの経営する会社の事務所に泊まってよいと言われる。 Xは、Yに無断で自宅を出て、Aの会社事務所に2、3

	日寄宿する。 その後、Xが、Xの実家に寄宿するようになる。
昭47. 1	XがXの実家を出て、一人暮らしを始める。
昭48. 4	XがAと情交関係をもち、昭和52年3月まで同棲するようになる。

○当事者の主張

〔Xの主張〕

XとYとの婚姻関係は、両者の性格や人生観の違い、社会の現実に対する認識の差異、Yの夫の仕事に対する理解の欠如等から昭和44、45年頃から破綻し、遅くとも昭和46年11月初め、別居の直前頃には、婚姻関係が完全な破綻状態にあった。

Aとの関係は、昭和48年4月頃に生じたものである。

〔Yの主張〕

XとYの婚姻関係を決定的に破綻させるに至った直接の原因は、XとAとの親密な関係の継続を背景として、妻子を捨て無断で家を出て、直ちにAが関係するアパートに宿泊したばかりでなく、その後Aとかなりの期間にわたる同棲を始めるに及んだXの所為にあったのであり、XとYの婚姻破綻の有責原因はXの側にある。

裁判所の判断

XとYとの間においては、婚姻関係がすでに破綻し、民法770条1項5号所定の婚姻を継続し難い重大な事由がある。Xの家出およびXがAと情交関係を生じた時期は、XとYの婚姻が破綻した昭和46年11月より後のことであると認められる。よって、上記と異なる原判決は不当であり、本件控訴は理由がある。

《判断理由》

X、Yの婚姻関係は、遅くとも昭和46年11月頃には破綻するに至ったものというべく、その一半の原因は、Xが勤務先の仕事、同僚との交際上遅くならざるを得ない場合が多かったとしても、なるべく早く帰宅し、Yを安心させるのに不十分な点があったことにあるが、他の一半の原因はYのXに対する昭和44年頃から昭和46年頃までの間における、重職にあったXの仕事の内容、繁忙さに対する無理解な態度、Xに対する異常・冷酷ともいべき虐待にあったものと認められ、Xが主たる有責当事者であるとは認められない。

コメント

本件では、婚姻関係の破綻した時期が原告の異性関係が生じた時期よりも前か後かが争点となったが、この点をどのように捉えるかによって、いわゆる有責配偶者からの離婚請求となるかが決せられることになる。

第一審判決（東京地判昭53・10・20（昭52（タ）38））と本判決で結論が異なったのも、婚姻関係の破綻の時期の認定が異なったことによるものと推測される。本判決は、婚姻関係破綻の原因はXの帰宅が遅かった点などにもあるとしたものの、YのXに対する虐待行為の異常さ、冷酷さを重視し、XとAとの情交関係が生じる前に、XとYとの婚姻関係が破綻したと判断したものであろう。

【参考判例】

○夫が婚姻関係の破綻後妻以外の女性と同棲している場合に夫からの離婚請求を認めた事例（最判昭46・5・21判時633・64）

第1 昭和62年以降の最高裁判例の動き

事例58 36年間別居し未成熟子のいない夫婦について、有責配偶者からの離婚請求

有責配偶者からの離婚請求について、従来の判例を変更し、長期間別居、未成熟子が不存在の場合に、離婚により相手方配偶者が苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情がない限り、有責配偶者からの離婚請求であるとの一事をもって離婚が許されないとはいえないとされた事例

(最大判昭62・9・2判時1243・3)

事例の概要

○当事者等

X：上告人・控訴人・原告（夫）

Y：被上告人・被控訴人・被告（妻）

A：Xと性的関係にある女性

○事実経過

昭12.2	XとYが婚姻。
昭23.12	子供が生まれなかったので、Aの長女、次女と養子縁組。
昭24.8頃	XとAが同棲、以後、XとYとは別居。
昭25.1	XとAとの間に子が出生。
昭25.2	YはXから処分権を与えられていたX名義の建物を売却

	して生活費に充当。Yは、以後、実兄の家の一部屋を借りて生活。
昭26頃	Xは離婚訴訟を提起。
昭27.12	XとAとの間に子が出生。
昭29.2	Xの離婚訴訟について請求棄却の判決（その頃確定）。
昭29.9	Xは前記二人の子を認知。
昭59	Xは離婚調停を申立て、不成立となり、本件訴訟を提起。
昭60.6	第一審はXの請求を棄却。
昭60.12	原審はXの控訴を棄却。
昭62.9	本判決は原判決を破棄して原審に差戻し。
平元.11	Yは、差戻審において予備的財産分与の申立てと不貞行為などを理由とした不法行為に基づく反訴請求を提起し、原審は、離婚を認容し、財産分与1,000万円、慰謝料1,500万円を認容した。

○当事者の主張

〔Xの主張〕

XとYとは、別居して以来30有余年の間、夫婦としての交流はなく、昭和29年2月の判決以来音信もなく、戸籍上の形骸化した夫婦にすぎないので、婚姻を継続し難い重大な事由がある。

〔Yの主張〕

XとYとの別居は、Xの不貞行為とXのYに対する遺棄によって生じたものであり、しかも、Xは別居後慰謝料も生活費も支給していないもので、Xの離婚請求は著しく正義に反している。

裁判所の判断

有責配偶者からの離婚請求につき、年齢および同居期間と対比して相当の長期間夫婦が別居し、その間に未成熟子がいない場合には、

相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情のない限り、有責配偶者からの請求であるとの一事をもって許されないとはできないとして、有責配偶者からの離婚請求は認められないとしていた従来の判例を変更し、特段の事情の有無についての審理のために原審に差し戻した。

離婚給付	〈請求〉		〈認容〉	
	財産分与	4,000万円	財産分与	1,000万円
慰謝料	3,000万円	慰謝料	1,500万円	

《判断理由》

XとYとの婚姻については民法770条1項5号の事由があり、Xが有責配偶者であるが、XとYの夫婦が36年間別居し、その間に未成熟子がいないので、Yが離婚によって精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情のない限り、Xの離婚請求は認容すべきである。

コメント

最高裁は、従来、婚姻関係が破綻し、民法770条1項5号の「婚姻を継続し難い重大な事由」が存する場合であって、いわゆる有責配偶者からの離婚請求を原則として否定し、例外的に有責性の軽い配偶者からの離婚請求（最判昭30・11・24判タ53・46）や破たん後の不貞行為者からの離婚請求（最判昭46・5・21判時633・64）を肯定していたにすぎなかった。

本判決は、民法770条1項5号は、同号所定の事由がある場合に、これについて有責な配偶者からの離婚請求を許容すべきでないという趣旨を読み取ることはできないとした上で、従来の判例を変更するとと

もに、離婚請求は信義誠実の原則に照らして容認できるものであることを要するとして、有責配偶者からの離婚請求を肯定する要件を定型化した。その要件は、別居が年齢および同居期間との対比において相当長期であること、未成熟の子がないこと、相手方配偶者にとって離婚により精神的・社会的・経済的に苛酷な状態におかれぬこととされた。本判決以降、有責配偶者からの離婚請求は、前記要件の充足を巡って争われることとなった。

なお、差戻し後の原審である東京高裁平成元年11月22日判決（判時1330・48）においては、以下のとおりとなった。

離婚給付	〈請求〉		〈認容〉	
	財産分与	4,000万円	財産分与	1,000万円
慰謝料	3,000万円	慰謝料	1,500万円	

その後、平成3年に最高裁において和解金1,500万円で離婚が成立したとなっている（二宮周平・榊原富士子『離婚判例ガイド』65頁（有斐閣、第2版、2005））。

なお、本判決に関しては多数の判例評釈が存する。

【参考判例】

- 未成熟の子（高校生）がいる場合において長期間の別居などを理由として有責配偶者からの離婚請求が認容された事例（最判平6・2・8判時1505・59）